

(お知らせ)

福島第一原子力発電所 2号機における運転上の制限の
逸脱ならびに復帰について

平成 18 年 7 月 4 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

当所 2号機(沸騰水型、定格出力 78 万 4 千キロワット)につきましては、定格出力にて運転中ですが、平成 18 年 7 月 3 日午後 5 時頃、運転員の中央操作室内計器の監視業務において、原子炉隔離時冷却系^{*1}タービンが停止状態であるにもかかわらず、タービン回転数^{*2}指示計が約 500～600rpmを指示していることを確認いたしました。

このため回転数指示計を含め状況を調査したところ、当該系統の制御装置内にある電源装置に故障が確認されたことから、当該系統が動作可能な状態にないと判断し、同日午後 11 時 2 分、保安規定に定める「運転上の制限^{*3}」の逸脱を宣言いたしました。

ただちに保安規定に基づき、当該系統が動作不能な場合に要求される措置^{*4}として、高圧注水系^{*5}および自動減圧系^{*6}の機能確認を行い問題がないことを確認しました。

その後、電源装置の交換を行い、当該系統の運転を行い健全であることを確認したことから、本日午前 1 時 48 分、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言いたしました。

今後、故障した電源装置について調査を実施いたします。

なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

* 1 原子炉隔離時冷却系

何らかの原因により、通常の原子炉給水系が使用不可となり、原子炉水位が低下した場合等において、原子炉の蒸気を駆動源にしてポンプを回し、原子炉の水位確保および炉心の冷却を行う系統。なお、本系統は非常用炉心冷却系ではない。

* 2 タービン回転数

ポンプ駆動用の蒸気タービンの1分間あたりの回転数。

* 3 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになる。

* 4 動作不能な場合に要求される措置

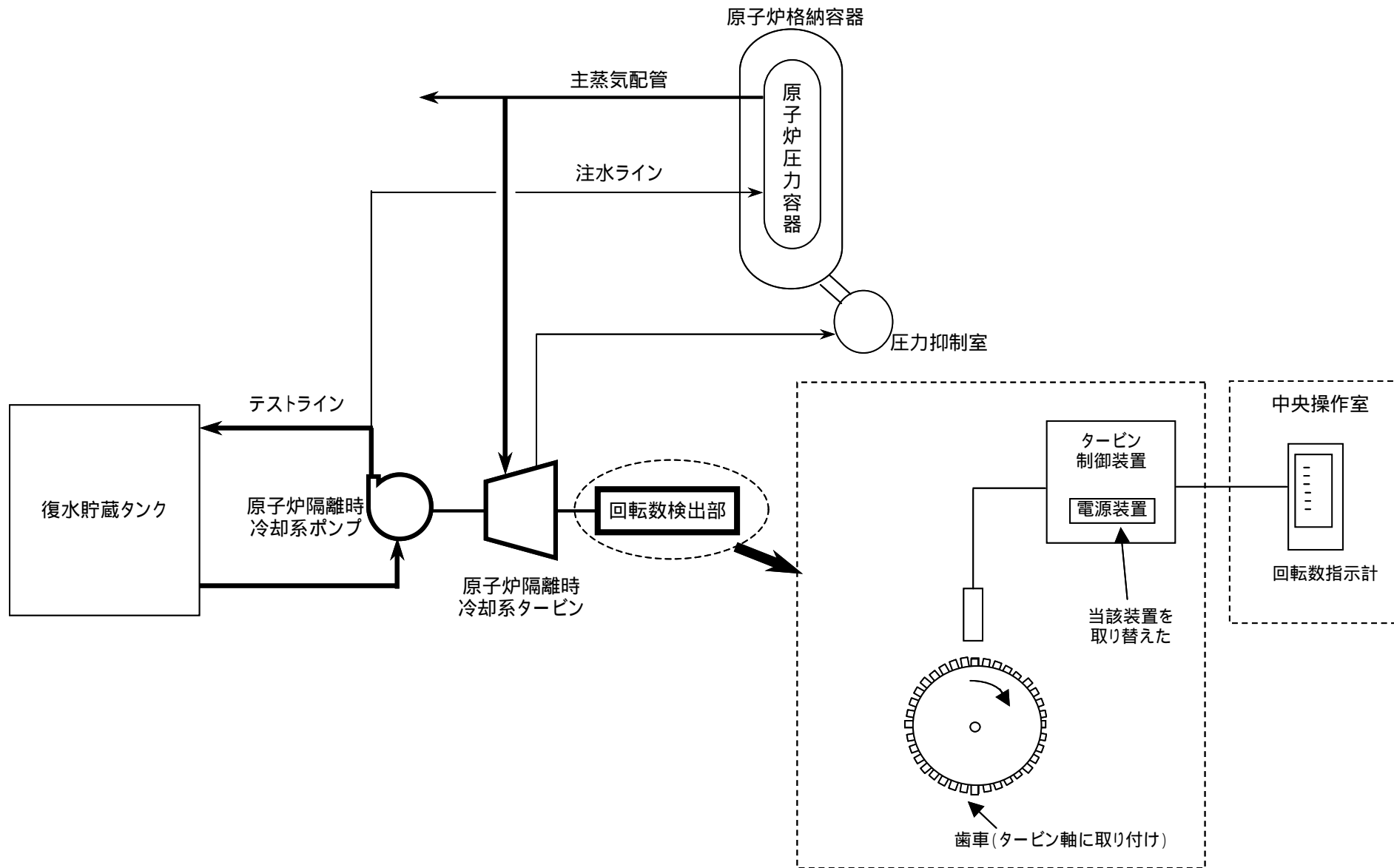
- ・ 高圧注水系の検査を行い、動作可能であることを確認する。
- ・ 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が規定圧力（0.83MPa）以上であることを確認する。

* 5 高圧注水系

非常用炉心冷却系の1つで、原子炉水位が異常に低下した場合に、原子炉内に水を補給するための設備。なお、原子炉隔離時冷却系は、原子炉で発生する蒸気でタービンを回してポンプを駆動するが、高圧注水系は、モータでポンプを駆動する。

* 6 自動減圧系

非常用炉心冷却系の1つで、原子炉水位が異常に低下した場合に、万一、高圧注水系が起動に失敗した際に、原子炉の圧力を下げ、低圧の非常用炉心冷却系による原子炉への注水を促進するための設備。



原子炉隔離時冷却系回転数検出部概要図